

令和7年度第2回山元町都市計画審議会

日時：令和8年1月14日(水) 午後3時から
場所：山元町防災拠点・山下地域交流センター
(つばめの杜ひだまりホール)
3階 会議室5

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
山元町都市計画審議会 会長 伊達睦雄氏
- 3 審議事項
議案第1号 山元都市計画下水道の変更について
- 4 その他
都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定の進捗状況について
- 5 閉 会

配布資料

- ・ 次第、座席表（本紙・本紙裏面）
- ・ 議案第1号 山元都市計画下水道の変更について
- ・ 資料1 根拠法令抜粋
- ・ 資料2 特定環境保全公共下水道総括図（汚水）
- ・ 資料3 山元都市計画下水道の変更について
- ・ 資料4 都市計画マスタープラン改正・立地適正化計画策定 実施工程案

議案第1号

山元都市計画下水道の変更について

1 下水道の名称 山元町特定環境保全公共下水道

2 変更内容

- (1) 排水区域 計画区域の縮小（変更前 約528ha → 変更後 約478ha）
- (2) 下水道渠 第2放流渠整備の廃止
- (3) 主要施設 水処理施設の一部を廃止

3 変更理由

(1) 排水区域

立地適正化計画との整合を図るため、居住誘導区域を下水道区域に追加するもの。また、現計画区域のうち東日本大震災後に災害危険区域に指定された区域において、現時点で住宅等が建設されていない区域等を削除し、住宅等が存在し下水道への接続が可能な区域の追加を行うもの。

(2) 下水道渠

山元浄化センターの処理水を牛橋公園の修景用水として再利用するために位置付けていた第2放流渠について、震災後に町内で親水施設を備えた公園が複数整備された状況を踏まえ、事業を見直し、処理水の再利用を行わないこととしたため、都市計画下水道の下水道管渠から削除するもの。

(3) 主要施設

山元浄化センターの処理水の放流水質基準の緩和により、砂ろ過設備の計画を廃止するもの。また、排水区域の縮小及び将来的な人口減少による処理水量の減少に伴い、山元浄化センター内で老朽化している水処理施設（活性汚泥処理施設）の一部を廃止するもの。

根拠法令抜粋（都市計画法）

第19条（市町村の都市計画の決定）

第1項 市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

→ 本審議会にて、都市計画施設（山元都市計画下水道）の変更について議案提案

第2項 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、第17条第2項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会に提出しなければならない。

→ 第17条の規定による意見書の提出がなかったため、本審議会に要旨の提出なし

第17条（都市計画の案の縦覧等）

第1項 市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

→ 令和7年10月27日告示、2週間縦覧済み

第2項 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、意見書を提出することができる。

→ 縦覧期間内に意見書の提出なし

第16条（公聴会の開催等）

第1項 市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

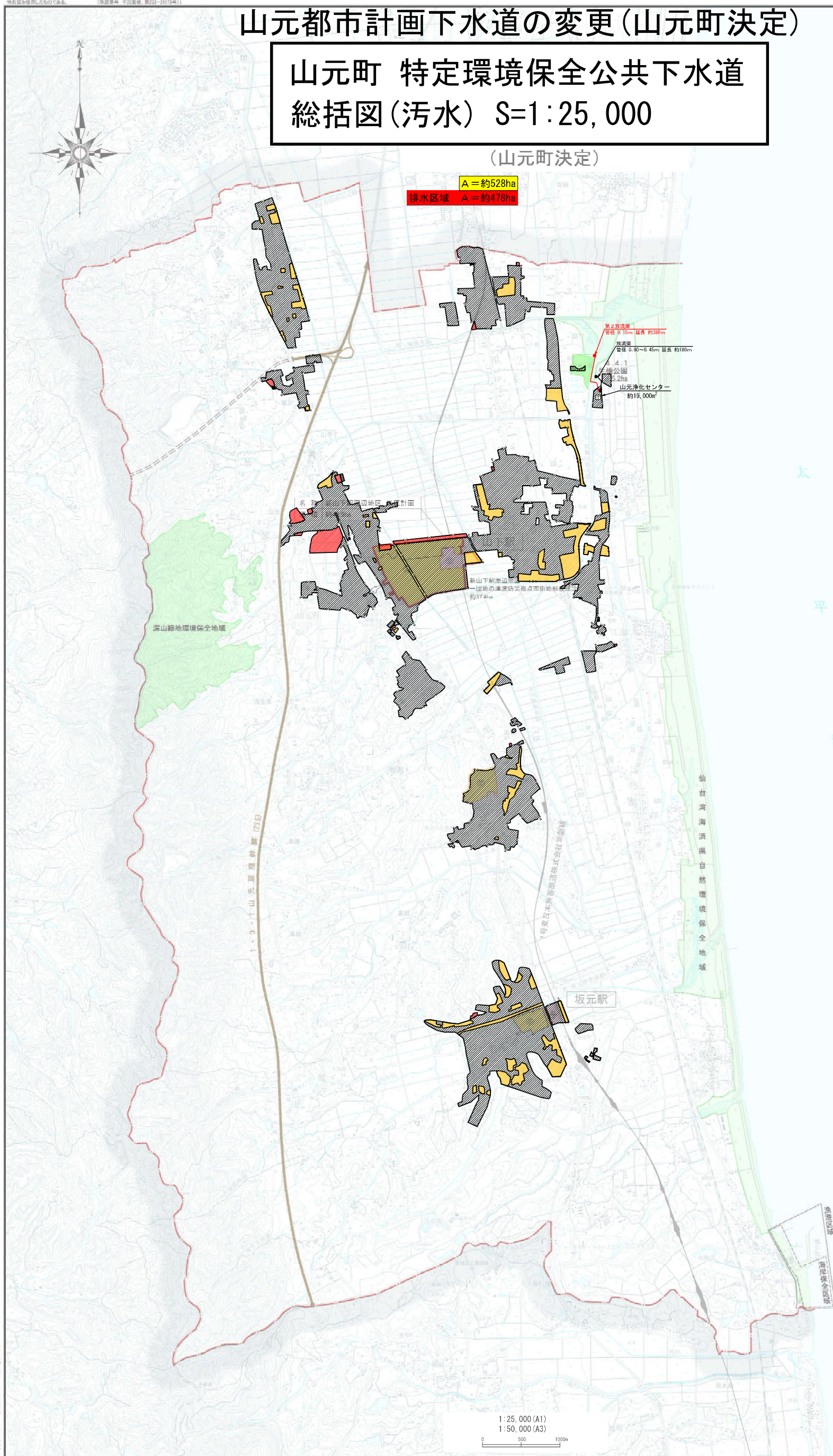
→ 令和7年10月7日に住民意見交換会を開催、意見なし

山元都市計画下水道の変更(山元町決定)

山元町 特定環境保全公共下水道
総括図(汚水) S=1:25,000

(山元町決定)

A = 約528ha
排水区域 A = 約478ha



凡 例		
排水区域	既決定区域 (廃止する区域を除く)	
	追加する区域	
	廃止する区域	
下水管渠	既決定分	
	剛 除 分	
処理施設	既決定施設	
行政区境界		

1:25,000 (A1)
1:50,000 (A3)

番号	図面名称	縮 尺	図面番号
1	総括図(汚水)	S=1/25,000	1 / 1

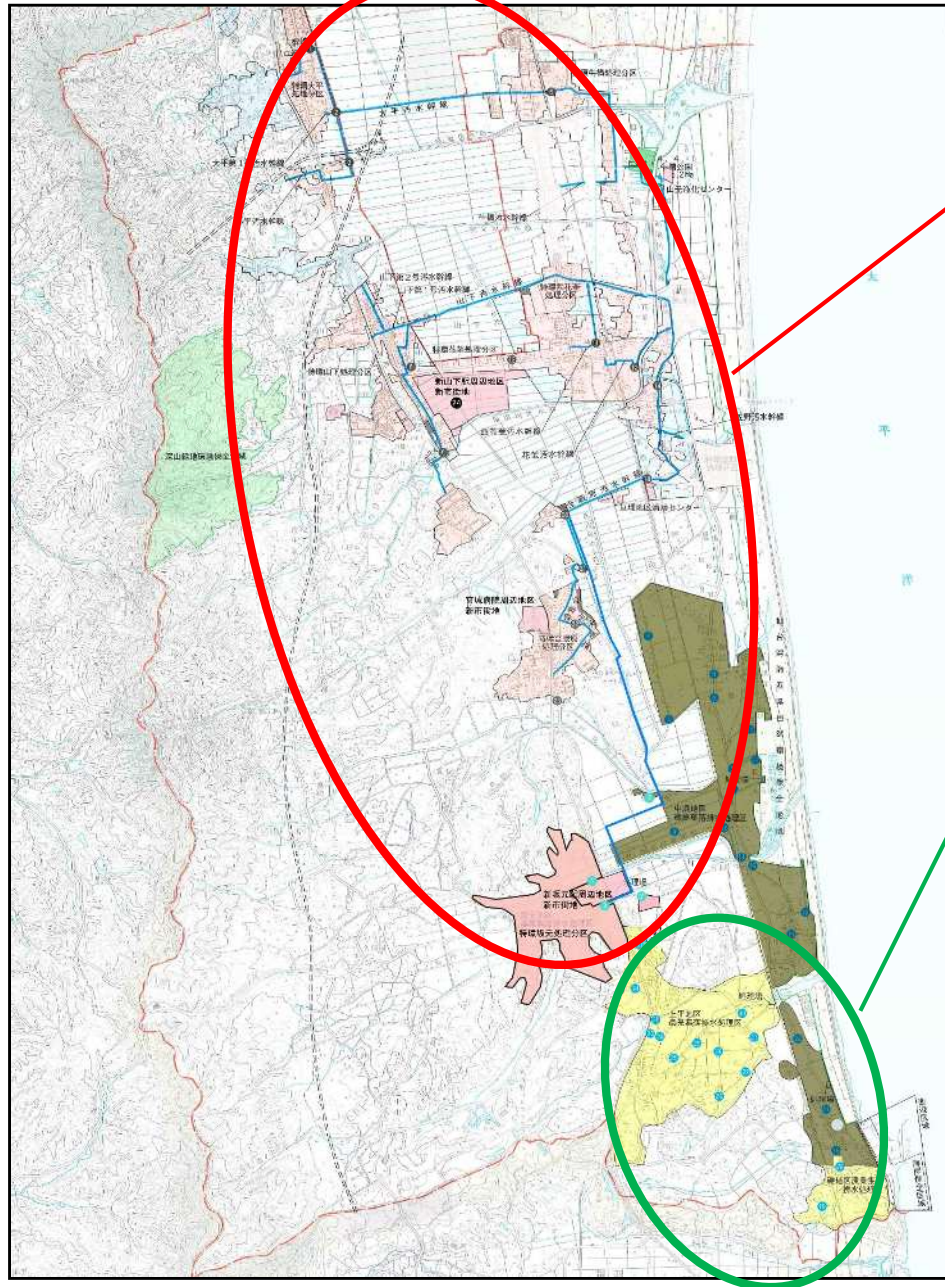
山元都市計画下水道の変更について



山元町建設水道課

令和8年1月

1. 山元町の汚水処理状況



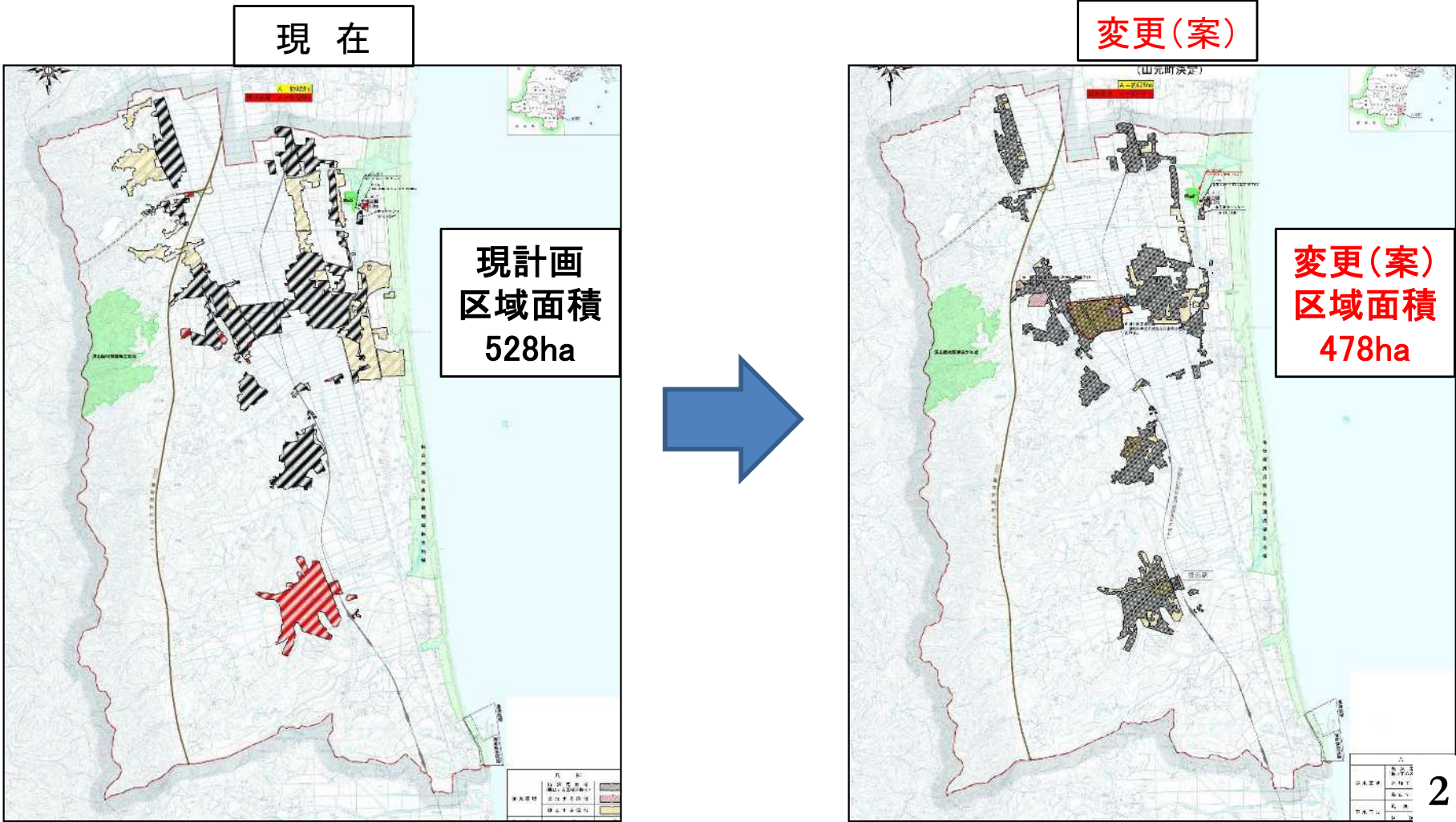
特定環境保全公共下水道区域 528ha

農業集落排水事業認可区域 114ha

**表記区域外については
合併処理浄化槽による
整備**

2. 山元都市計画下水道区域の見直し

- ①都市計画マスタープラン、立地適正化計画等と整合を図り、居住誘導区域(予定区域)を追加するもの。
- ②効率的な整備を実施していくため、事業計画を見直すもの。

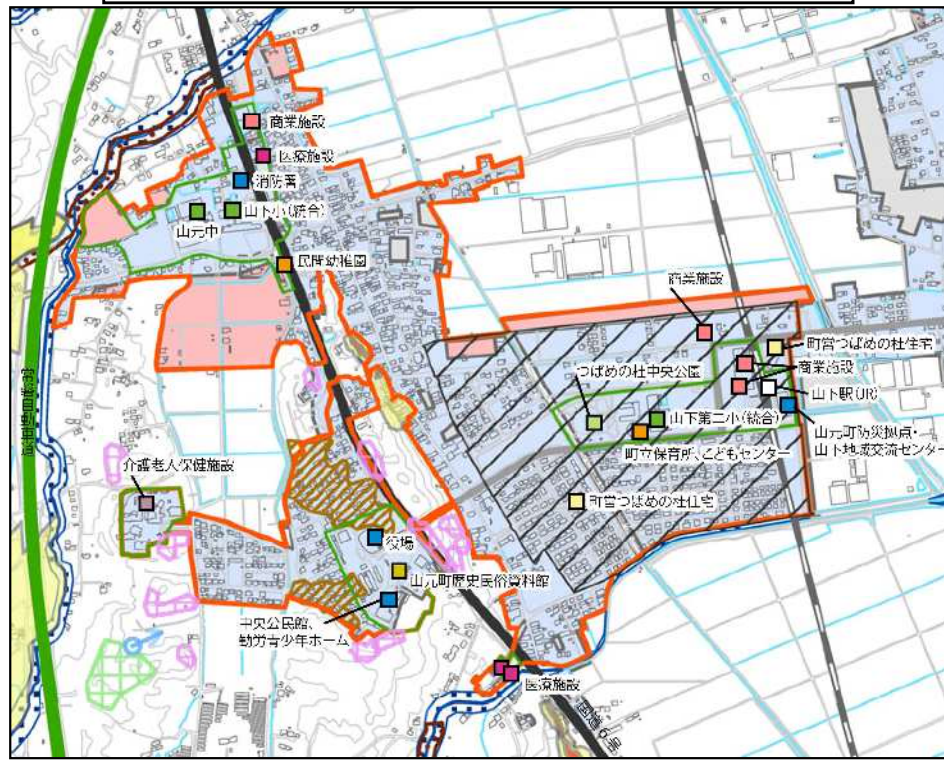


3. 下水道事業計画の変更内容

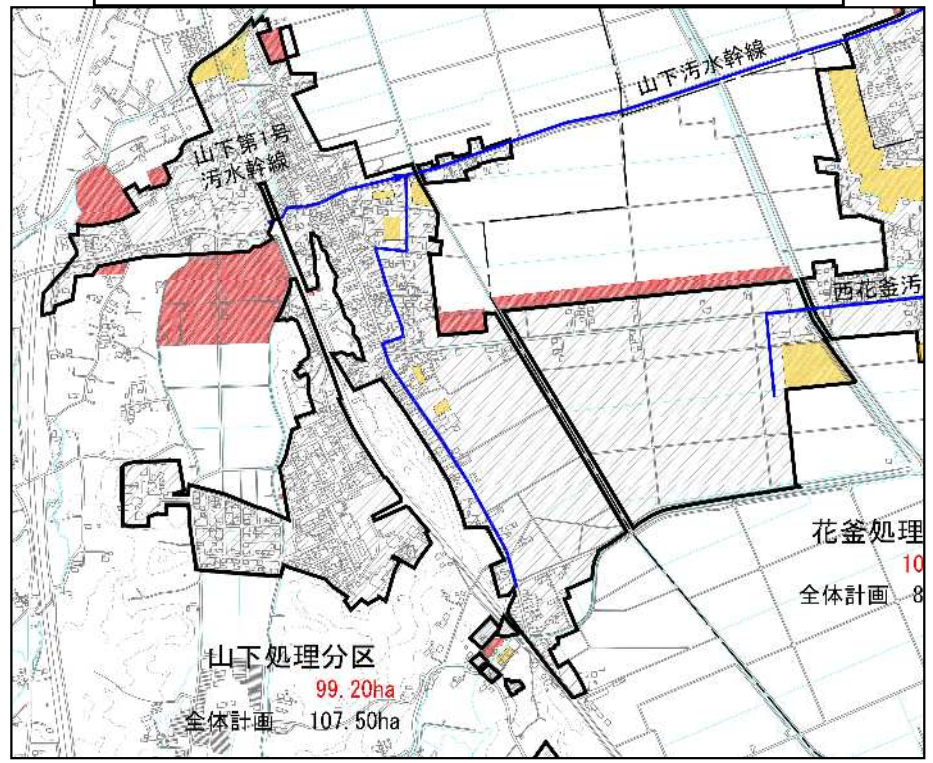
①計画区域の変更

(1)山下地区(つばめの杜・山下地区)

立地適正化計画に係る誘導区域



公共下水道事業計画区域(案)



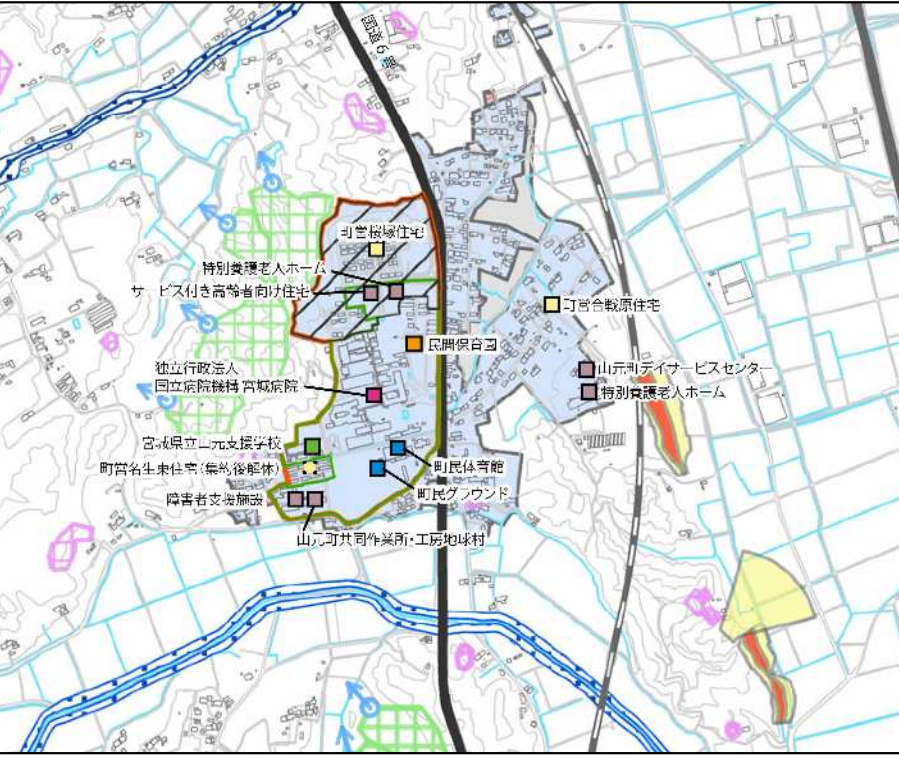
上位計画と整合を図り、居住誘導区域(予定区域)を追加(赤色着色)

3. 下水道事業計画の変更内容

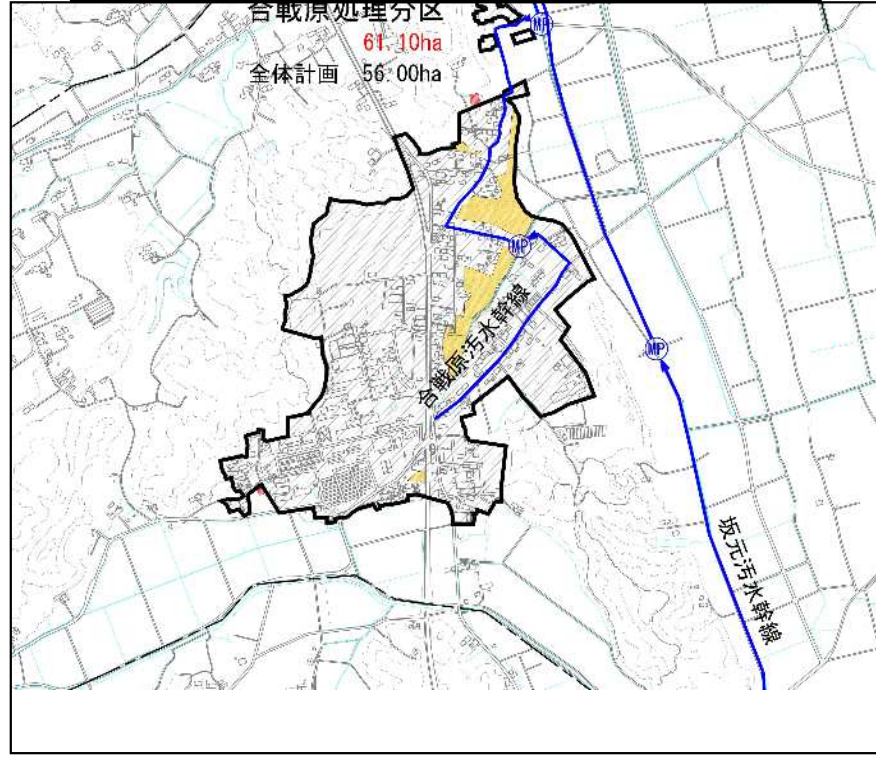
①計画区域の変更

(2)宮城病院地区(合戦原・桜塚地区)

立地適正化計画に係る誘導区域



公共下水道事業計画区域(案)



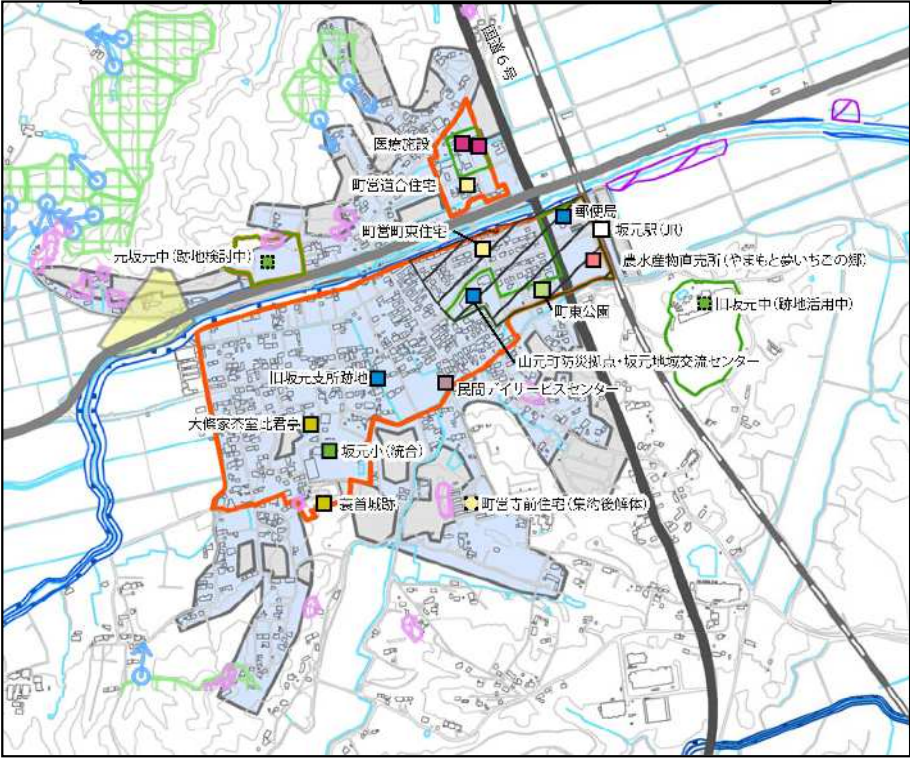
現計画区域内において住宅等がなく、地形的に整備が困難な区域を削除(黄色着色)

3. 下水道事業計画の変更内容

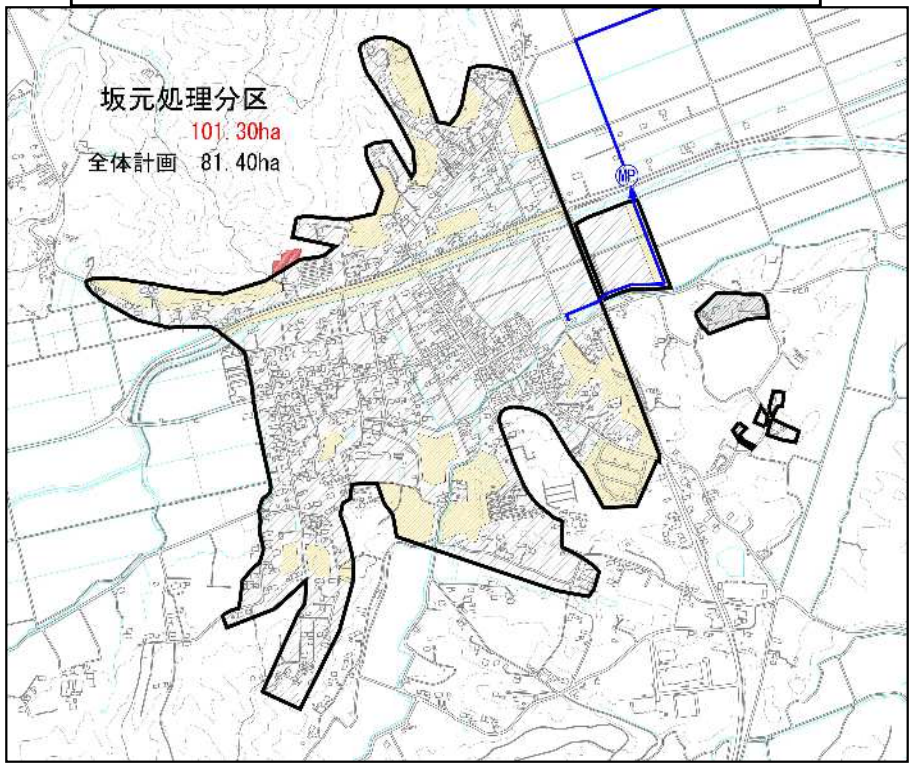
①計画区域の変更

(3)坂元地区(町・下郷地区)

立地適正化計画に係る誘導区域



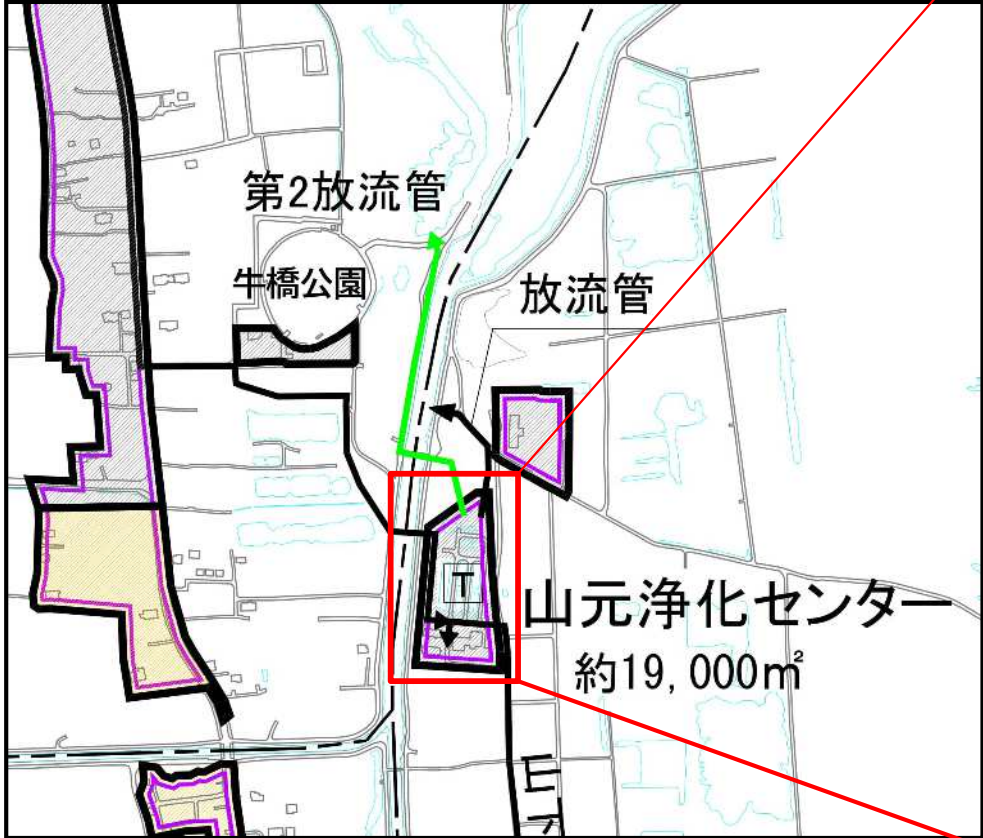
公共下水道事業計画区域(案)



現計画区域内において住宅等がなく、地形的に整備が困難な区域を削除(黄色着色)

3. 下水道事業計画の変更内容

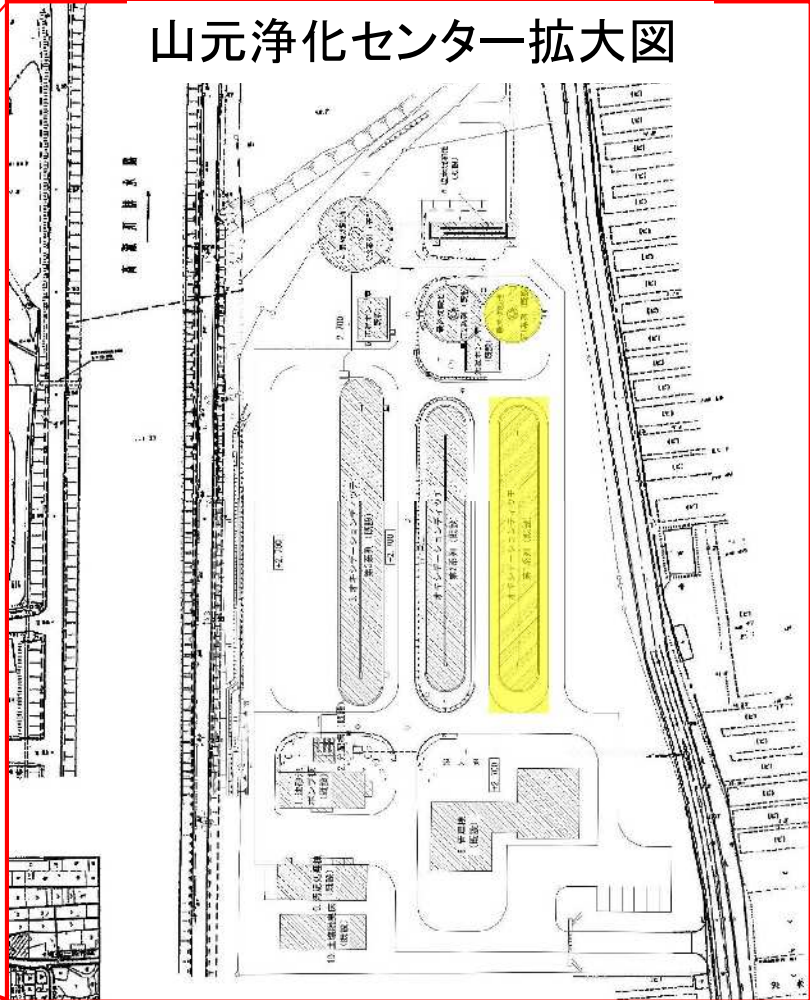
②第2放流渠整備の削除



山元浄化センターの処理水を牛橋公園で再利用する計画に位置付けられていた第2放流渠を計画から削除(緑色着色)

③主要施設の変更

山元浄化センター拡大図



人口減少による処理水量の減少に対応するため、水処理施設の一部を廃止(黄色着色)

4. 今後の流れについて

- 住民意見交換会
令和7年10月7日に開催、意見なし
- 宮城県都市計画課への協議
計画案により事前協議を行い、令和7年10月21日に異議なしとの回答を受理
- 山元町都市計画審議会【本日】
本審議会にて、山元都市計画下水道の変更について議案を提案
- 県知事協議
都市計画法及び下水道法に基づく県との協議を経て、今年度内に下水道事業計画変更を完了

